

鹿児島県信用保証協会のあらまし

2021

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE



一歩を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

Ⅱ ごあいさつ



当協会の業務運営につきましては、平素より格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、令和2年度の事業活動ならびに今年度の経営計画についてご報告するディスクロージャー誌「鹿児島県信用保証協会のあらまし2021」を作成しました。ぜひ御一読いただき、信用保証制度や当協会の経営計画、業務内容、事業実績などについて、ご理解を深めていただければ幸いです。

昨年度、世界規模に拡大した新型コロナウイルス感染症は、本県においても、国の緊急事態宣言等に伴う外出自粛や飲食店の時短営業等によって、観光業、飲食業などを中心に多大な影響を及ぼしました。

このような状況に対応するため、当協会では、昨年1月に特別相談窓口を設置するとともに、同年5月1日に創設された保証料及び金利が実質不要となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」を中心に、迅速かつ積極的な資金繰り支援に取り組みました。令和2年度においては、保証承諾17,504件、承諾額2,455億円、保証残高2,917億円となり、いずれも過去最高となりました。

現在も、未だに新型コロナの収束は見ておらず、観光関連業種などを中心に極めて厳しい状況が続いております。

当協会としましては、金融機関や関係団体等との連携を図りながら、引き続き県内中小企業の資金繰り支援を継続するとともに、専門家派遣や経営サポート会議等を通じた積極的な経営改善・再生支援に努めてまいります。

さて、当協会は長年、県産業会館で営業しておりましたが、本年7月26日鹿児島市加治屋町の新事務所へ移転いたしました。この移転により、不足していた相談室や駐車場を十分確保するとともに、コロナ禍で増加するリモート会議などに対応するための環境も充実しました。8月からは経営支援を強化するための夜間・休日相談会もはじめております。

今後も、鹿児島の中小企業の振興、ひいては、地域経済の活力ある発展に資するべく各般の取組を進めてまいりますので、引き続き、皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年10月
鹿児島県信用保証協会
会長 川野敏彦

鹿児島県信用保証協会のあらまし

2021

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE

■ 協会のあゆみ	3
■ 経営計画	5
■ 信用補完制度のしくみ	7
■ 信用保証の概要	9
■ 令和2年度TOPICS	13
■ 広報活動	17
■ 令和2年度事業実績	19
■ 基本財産	24
■ 令和2年度収支報告	25
■ コンプライアンス態勢	29
■ 個人情報保護宣言	30
■ 役員・機構図	31
■ お問い合わせ	32

協会のあゆみ

目的

鹿児島県信用保証協会は、中小企業者・小規模事業者(以下「中小企業者等」といいます。)のために、信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

経営理念

当協会は、信用保証を通じ中小企業の繁栄に奉仕し、地域経済の成長発展に貢献する組織と人間の場である。

経営方針

1. 堅実、積極的な保証
1. 自主努力の精神
1. 関係機関との連帯

執務三則

1. 協 力
1. 親 切
1. 規 律

ロゴ・キャッチコピーについて

一步を踏み出す力になりたい



【キャッチコピー】

信用保証だけでなく、創業・経営改善・事業再生・事業承継など、さまざまな形の積極的な支援をイメージしています。

【ロゴ】

桜島をモチーフにしています。「KAGOSHIMA GUARANTEE」の「K」と「G」を意匠化し、中小企業者等の発展を躍動する桜島の裾野の末広がり表現しています。

プロフィール

創 立	昭和23年10月12日
人 格	信用保証協会法に基づく法人
事 務 所	鹿児島市加治屋町14-3
常勤役員数	59名(令和3年9月1日現在)
基 本 財 産	15,591百万円(令和3年3月31日現在)
保証債務残高	27,410件 291,766百万円(令和3年3月31日現在)
利用企業者数	16,895企業(令和3年3月31日現在)

沿革

昭和23年10月	社団法人鹿児島県信用保証協会 創立総会
昭和23年12月	社団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可・事務所開設 (鹿児島市築町1番地 鹿児島商工会館内)
昭和25年 2月	財団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可
昭和28年 8月	信用保証協会法施行
昭和29年 7月	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和29年 8月	特殊法人に組織変更登記
昭和42年 6月	事務所移転(鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内)
令和 3年 7月	事務所移転(鹿児島市加治屋町14-3)



経営計画

第6次中期事業計画

令和3年度～令和5年度

県内の経済動向や中小企業者等を取り巻く環境等を踏まえ、中小企業者等の資金繰り支援、経営改善、生産性向上をより一層推し進めていくため、令和3年度から令和5年度までの3か年間において、以下の業務運営方針に掲げる事項について取り組んでまいります。

- 1 新型コロナの影響を踏まえた資金繰り支援等
- 2 保証利用の推進
- 3 中小企業者等の経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化
- 4 経営支援・事業再生支援等の充実・強化
- 5 適時・的確な代位弁済の履行
- 6 効率的な求償権の管理・回収等
- 7 安定的かつ効率的な協会経営及びリスク管理体制の確立に向けた取り組み並びに地方創生等への貢献

令和3年度経営計画

業務環境

1 | 鹿児島県内の景気動向

鹿児島県内の景気動向は、各種政策の効果もあり、個人消費が改善する等、一部に持ち直しの動きも見られるが、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）が経済へ与えた影響は甚大であり、経済の水準は新型コロナ前を大きく下回った状態にとどまり、経済の回復はいまだ途上にある。

業況判断DIも改善傾向にあるが、依然マイナス幅が大きく、新型コロナの収束が見通せないこともあり、先行きについては、予断を許さない状況が続いている。

2 | 中小企業を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者等」という。）の急激かつ大幅に悪化した資金繰りは、民間金融機関及び政府系金融機関の無利子無担保融資制度の実行等により、一時的に安定してはいるものの、新型コロナの長期化により、企業倒産件数の増加も懸念され、引き続き、安定的かつ円滑な資金繰り支援が一層求められる状況にある。

また、経営者の高齢化に伴う事業承継や人手不足への対応等の課題も残っており、中小企業を取り巻く環境は、依然として非常に厳しい状況にある。

業務運営方針

1 | 新型コロナの影響を踏まえた資金繰り支援等

新型コロナによる影響を受けた中小企業者等を支援するため、金融機関や関係機関との連携のもと、新型コロナウイルス感染症関連保証や当協会独自の保証制度を活用し、引き続き、中小企業者等の安定的な資金繰りを支援します。

また、中小企業者等へのモニタリング等を通じ、円滑な事業継続に向けた経営支援を継続して行います。

2 | 保証利用の推進

中小企業者等の資金繰りの円滑化、経営課題の解決等に対応するため、個々の実情に応じたきめ細やかな対応や保証利用の推進に努めます。保証審査にあたっては、的確でスピーディな処理に努めるとともに、デジタル化の推進や徴収書類の簡素化等による利便性向上を図ります。

3 | 中小企業者等の経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化

中小企業者等の経営改善・生産性向上を促すには、個々の実態把握が重要であることから、金融機関との対話を通じて、連携・協力体制の構築に取組むとともに、金融機関等との連携保証制度の活用を図ります。

4 | 経営支援・事業再生支援等の充実・強化

地域経済の活性化に資するため、創業者へのスタートアップ支援や事業再生計画等に基づいた資金調達支援、事業承継特別保証制度の活用等、個々の中小企業者等のライフステージにおける様々な局面に即した経営支援を行います。

5 | 適時・的確な代位弁済の履行

金融機関との連携のもと、債権保全等適切な措置と債権管理の徹底により、適時・的確な代位弁済の履行に取組みます。

6 | 効率的な求償権の管理・回収等

不動産担保が減少する一方で、第三者保証人のない求償権や法的整理による債務整理案件の増加等、求償権の質的な劣化が進んでいることから、迅速かつ効率的な管理回収に努め、回収の最大化を図ります。

また、代位弁済後も事業継続しながら誠実に債務履行中の中小企業者等に対しては、再チャレンジ支援に取組みます。

7 | 安定的かつ効率的な協会経営及びリスク管理体制の確立に向けた取り組み並びに地方創生等への貢献

中小企業者等や関係機関から信頼される組織として、公的使命と社会的責任を果たしていくため、安定的で持続可能な協会運営に努めます。

また、リスク管理体制の確立に取組むとともに、デジタル化の推進や各種業務の見直し等による効率化に取り組みます。

さらに、中小企業者等や関係機関に信用保証制度の仕組みや役割等について理解を深めてもらうため、様々な広報媒体を用いた積極的な情報発信に取組むとともに、地域により深く根ざし、公的な役割を果たしていくため、地方創生等への貢献にも努めます。

事業計画額

令和3年度の保証承諾等の計画額は、次のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	750億円	76.5%
保証債務残高	2,890億円	169.0%
代位弁済	39億円	144.4%
実際回収	5.7億円	109.6%

信用補完制度のしくみ

信用補完制度

信用補完制度は、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

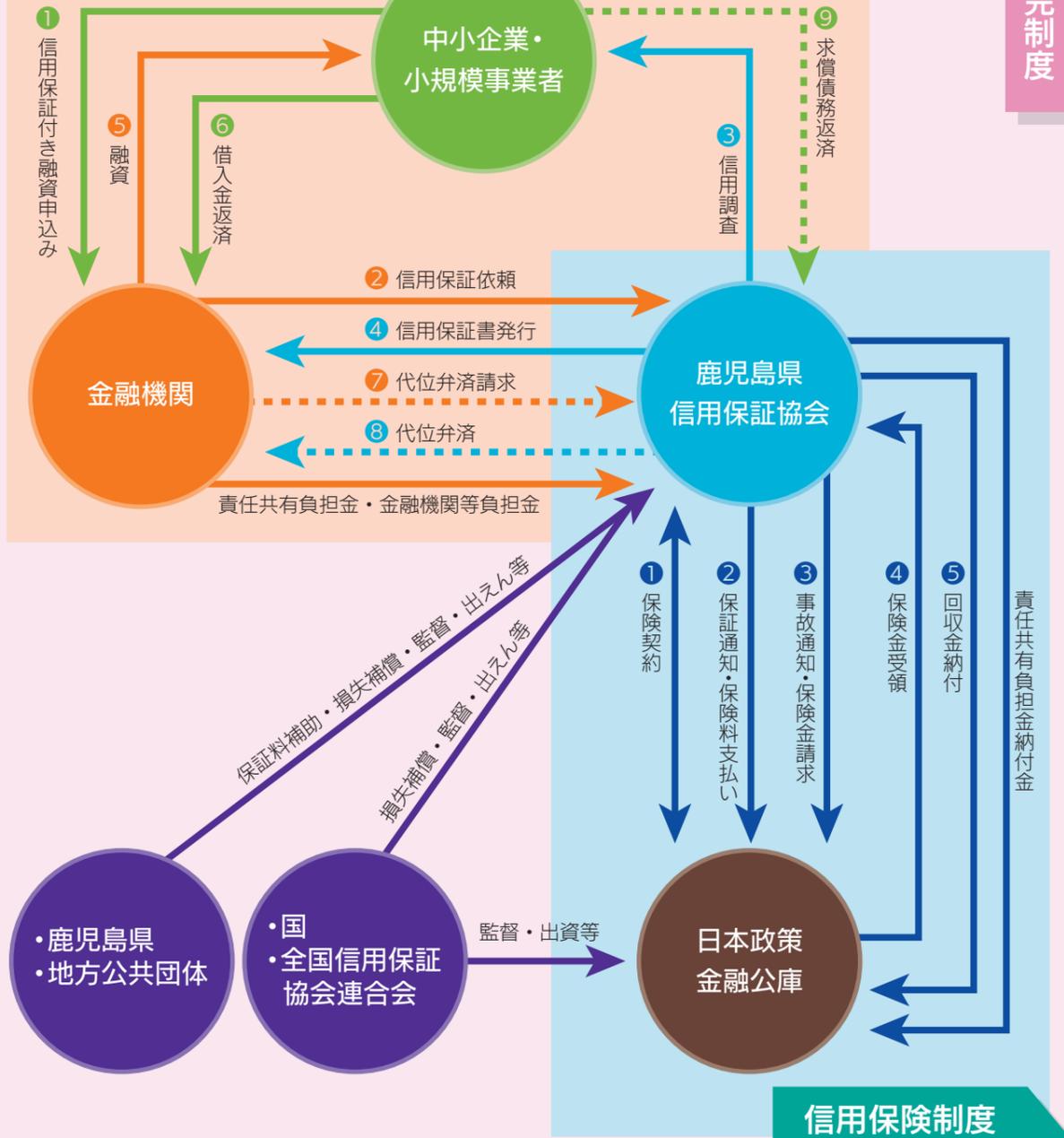
信用保証制度

- 1 中小企業者等は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。
※一部の保証制度においては、商工会議所・商工会でも申込みすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証を依頼します。
- 3 協会は、中小企業者等に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等に融資をします。このとき中小企業者等は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- 6 中小企業者等は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 7 万が一、中小企業者等が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会は、7の請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 9 協会は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者等は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

- 1 協会が、中小企業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫の間で締結します。
- 2 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、1の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに保険料を支払います。
- 3 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- 4 協会は、3の請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率(代位弁済額の元金の通常70%または80%)で保険金を受領します。
- 5 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。

信用保証制度



信用補完制度

信用補完制度のしくみ

責任共有負担金納付金

信用保険制度

信用保証の概要

信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店(※1)または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを鹿児島県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(以下、「医療法人等」といいます。)、特定非営利活動法人(NPO法人)で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下	営んでいる業種や組織形態によっては、 信用保証の対象とならない場合があります。 ここではその主なものを記載しています。
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下	
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下	
製造業・建設業・運送業・旅行業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下	
医療法人等	常時使用の従業員300人以下	
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ 製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下	【業種等】 農業(一部の保証制度を除きます。)、 林業、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関 連営業、金融業、学校法人、宗教法人、 非営利団体(医療法人等及びNPO法 人を除きます。)等、その他本協会が支 援するのは難しいと判断した業態です。 【その他】 ①許可等を要する事業を営むかたで、 許可等を受けていないかた ②税金を滞納し、完納の見通しが立た ないかた ③手形、小切手について不渡りがある かたおよび銀行取引停止処分を受け ているかた(法人の場合は、代表者を 含みます。第1回不渡り発生後、6カ 月を経過した場合など事業継続に問 題のないかたを除きます。) ④電子記録債権について支払不能が あるかたおよび取引停止処分を受け ているかた(法人の場合は、代表者を 含みます。第1回支払不能発生後、 6カ月を経過した場合など事業継続 に問題のないかたを除きます。) ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が 残っているかた ⑥借入れについて返済を延滞してい るかた ⑦休眠会社 ⑧会社更生、民事再生法等法的整理ま たは私的整理手続中(申立中を含み ます。)のかた ⑨保証申込について、金融斡旋屋等の 第三者が介在しているかた
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下	
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下	
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下	

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

(注1)会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)及び土業を規定する法律に基づく法人です。

(注2)資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要です。

(注3)組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証申込みに際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。
また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

★このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。
★他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。
★他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

一般保証の場合

運転資金	15年以内
設備資金	20年以内

★保証制度によって、保証期間は異なります。

連帯保証人

法人の場合、代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

また、個人についても原則不要となります。

ただし、実質的な経営者、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合等、一定の徴求基準があります。

経営者保証を不要とする運用を開始しています

当協会では、「経営者保証ガイドライン」の趣旨に則るとともに、下記①または②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえ、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

- ① 申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり、一定の要件を充足している場合。
- ② 申込人又は経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合。
※①及び②の要件では、保証制度は問いません。

また、一定の財務要件を満たせば経営者保証が不要となる「財務要件型無保証人保証」といった保証制度があります。

信用保証の概要

担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合は、担保が必要です。
ただし、保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者等には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等といった信用補完制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

保証料率体系

基本となる保証料率は、中小企業者等の財務状況に応じて9段階に区分され、弾力化しています。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により決算内容を評価し、一定の定性要因(非財務要因)を加味して決定されます。

例外として、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の特別な保証制度には、一律の保証料率を適用します。

※CRD：中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として設立された、中小企業に関する大規模のデータベースです。

〔リスク考慮型基準料率表〕

(単位：年率%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証・当座貸越根保証のことです。

保証料率の割引

次に該当する中小企業者等は、保証料率をそれぞれ0.1%割引します。

ただし、割引が適用されない保証制度もあります。

- ① 担保の提供がある方
- ② 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

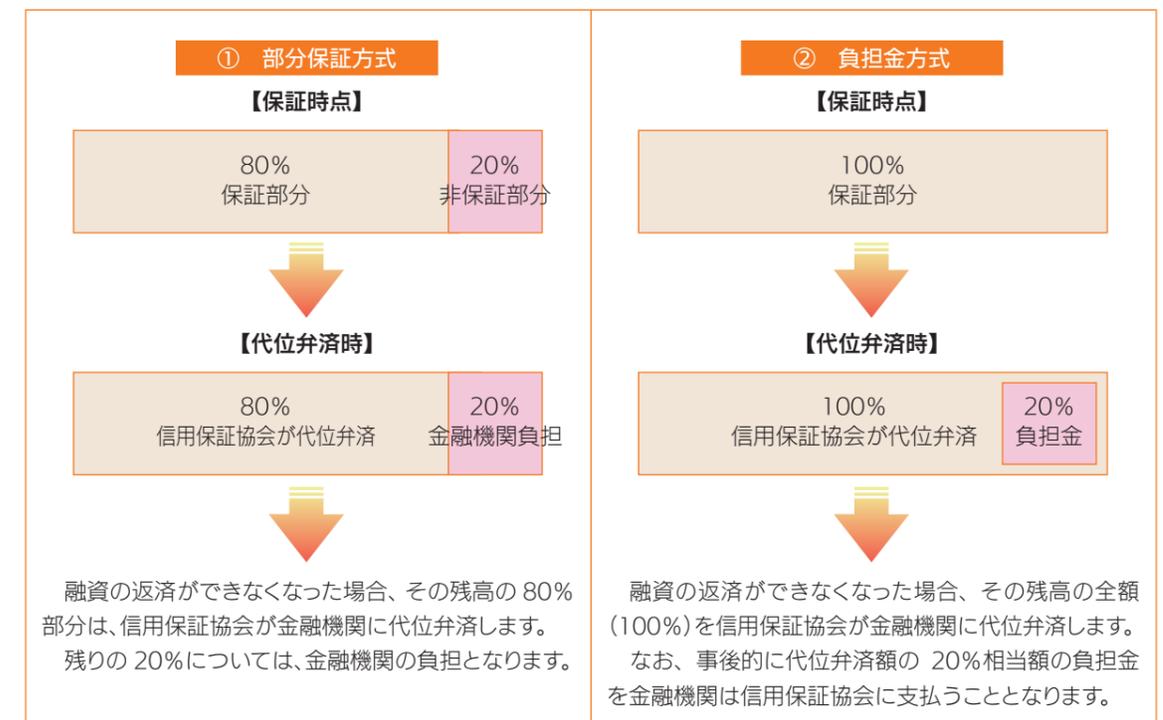
責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等に対し、適切な支援(経営支援・再生支援等)することを目的としています。

原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の概要

金融機関は、信用保証協会との間で「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかを選択し、融資に対して責任を共有します。



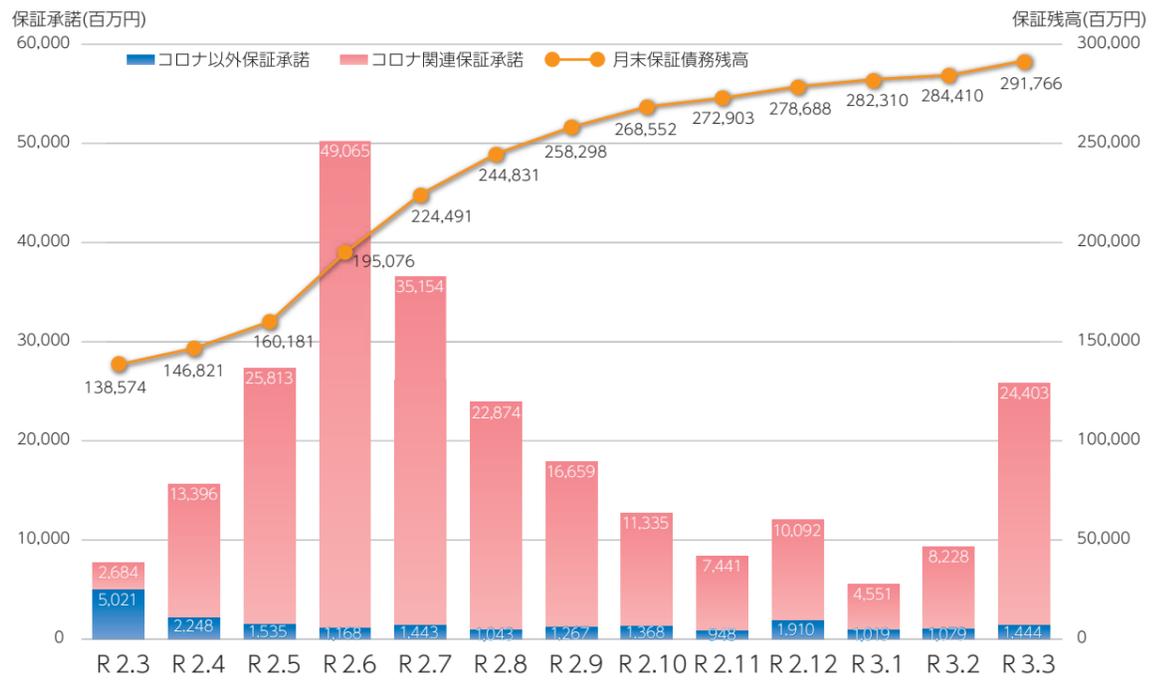
責任共有対象から除外される主な保証制度

- 経営安定関連保険(セーフティネット保証) 1～4号、6号の保険に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)及び創業等関連保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 経営力強化保証制度(※)
- 事業再生計画実施関連保証制度(※)
- 危機関連保証制度

※所定の要件に該当する場合のみ除外されます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組み

令和2年1月29日に新型コロナの影響を受ける中小企業者等の相談に応じるため「経営相談窓口」を設置し、資金繰りの面では、国のセーフティネット保証や危機関連保証制度(以下、「コロナ関連保証」)を積極的に取り組んだ結果、令和2年度の保証承諾額は2,455億円(対前年比4.1倍)、保証債務残高が2,918億円(対前年比2.1倍)と、いずれも過去最高金額を更新しました。



日付	保証制度や当協会の対応
R2.1.29	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口設置
R2.3.2	国が全国を対象地域とした経営安定関連保証 4号の指定を行う
R2.3.7	新型コロナウイルスに関する休日電話相談窓口設置
R2.3.13	国が初めて危機関連保証の発動を行う 国がセーフティネット保証 5号の指定業種を更に追加(192業種から508業種へ)
R2.4.1	県制度新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金が創設される ■保証料全額補助、4,000万円までの支払利息を1年間補助、据置期間2年
R2.4.16	国が1都1府5県を対象にしていた緊急事態宣言を全国に拡大(R2.5.6まで)
R2.5.1	国の統一制度に基づき新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の制度改正 ■保証料全額補助、3,000万円までの支払利息が3年間補助、据置期間が5年まで延長 国がセーフティネット保証 5号の指定業種を全業種を対象とする
R2.6.19	新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の制度改正 ■借入限度額3,000万円が4,000万円まで引き上げられる
R2.12.14	新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱期間等が延長される ■申込期限 R 2.12.31 → R 3.3.31、融資実行期限 R 3.1.31 → R 3.5.31 へ
R3.1.29	新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の制度改正 ■借入限度額4,000万円が6,000万円まで引き上げられる
R3.2.17	県制度新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の制度改正 ■同制度について同一金融機関内の借換が原則可能とされる
R3.3.31	県制度新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の受付締切(融資実行はR 3.5.31まで)

新型コロナウイルス感染症に対応する制度一覧

本年度の概要 全国統一の優遇措置は、以下の2つの保証制度に活用されていますので、2つの保証制度の借入上限額は合算して6,000万円までとされました。

	新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金	セーフティネット(SN) 対応資金
利用要件	個人事業主(小規模企業者) 売上減少率が5%以上である 個人事業主(中小企業者)または法人 売上減少率が15%以上である	個人事業主(中小企業者)または法人 売上減少率が15%未満である
借入限度額	運転・設備資金 6,000万円	運転・設備資金 6,000万円
保証期間(据置期間)	10年(5年)	10年(5年)
信用保証料(注)	0%	0.425%(経営者保証無しの場合0.525%)
貸付利率	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9% 但し、3年間は(実質)0%	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%
利用する保証制度(必要認定書の書類)	SN保証: 4号認定書(100%保証)、5号認定書(80%保証) 危機関連保証: 危機関連認定書(100%保証)	SN保証: SN5号認定書(80%保証)

◆小規模企業者: 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く))を主たる事業とする事業者については5人以下)である事業者
 (注)返済緩和や期間延長の条件変更を行うことで変更保証料が発生いたしますが、変更保証料については優遇措置は受けられませんので、事業者負担となります。

新型コロナウイルス感染症に関連した広報活動

報道資料プレスリリース 会社名 鹿児島県信用保証協会 日付R3.4.21

令和2年度の保証実績(4~3月)がまとまりました

鹿児島県信用保証協会(以下、「協会」)の令和2年度の保証実績は、新型コロナウイルス感染症に対する資金繰り対策として、国のセーフティネット保証や危機関連保証制度(以下、「コロナ資金」)を積極的に取り入れた結果、保証承諾額が2,455億円(対前年比4.1倍)、保証債務残高が2,918億円(対前年比2.1倍)と、いずれも過去最高金額を更新しました。

一方、中小企業者等が借入金の返済ができなくなった場合の代位弁済額は、これらの資金繰り効果などから、20億円(対前年比0.7倍)に留まっていますが、今後コロナ感染症の影響による代位弁済の動向を注視していく必要があります。

このため、協会では、金融機関や関係機関と連携のもと、国の新たなコロナ関連保証制度や協会独自の保証制度を活用し、中小企業の安定的な資金繰りを支援するとともに、これまで当協会が積み重ねてきた専門家派遣や事業継続支援等のノウハウを活用し、中小企業者の経営課題の解決に向けた支援を実施してまいります。

項目	件数		金額		前年比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証承諾	17,504	245,485	311.6	409.2		
保証債務残高	27,410	291,766	152.7	210.5		
代位弁済	256	1,974	73.1	71.6		

【主な保証制度別保証承諾金額】
 国の統一制度(保証料ゼロ、3年間実質無利子)に基づく県コロナ関連緊急経営対策資金(以下、「県コロナ資金」)が全体の90%を占めました。

区分	保証制度	件数	業種	保証率
鹿児島県	コロナ関連緊急経営対策資金	15,907	221,898	87.4%
鹿児島県	中小企業者資金	840	8,241	2.0%
協会	海産物(貸付費用型)	154	2,995	0.9%
鹿児島市	経営安定化資金対応(コロナ関連)	85	2,255	0.9%
協会	一般保証	146	1,880	0.8%
—	その他の保証制度	1,453	19,129	0.8%
合計		17,504	245,485	100.0%

【保証承諾額と保証債務残高の推移】(単位:億円)

当協会の事業概況等について県庁記者クラブに提供しました。

6月19日より全国統一保証制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」の限度額が3,000万円から4,000万円へ引き上げられました!!

売上高の減少が15%以上ある事業者の皆さまにご利用いただけます!
 (小規模の個人事業主は5%以上)

制度名 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金
 (新型コロナウイルス感染症対応資金に利用する保証料額、4,000万円まで全国統一の優遇措置が受けられます)

4つのポイント

- 保証期間10年、据置最大5年
- 貸付利率(実質)3年間0%
以降は1.7%~1.9%
- 信用保証料0%
- 「利払い負担の軽減」を目的とした借換にもご利用可能

(ご注意ください)
 お申込みの際には、売上高の減少について市町村等の証明が必要となります。なお、この全国統一保証制度は5月1日に創設され、今回(6月19日)拡充されましたが、原則として、既に優遇措置を受けた借入れについては、今後、本資金に借換えることはできませんのでご注意ください。

このほかにも新型コロナウイルス感染症の影響拡大により売上高等が減少している事業者の皆さまに対する融資制度をご利用してあります。貸付も日々更新されておりますので、最新情報は、当協会HP、LINEにてご確認ください。

【鹿児島県信用保証協会】
 鹿児島県信用保証協会
 電話 099-223-0271
 福岡支店 099-223-0274

商工会や会議所等の中小企業支援団体と連携した広報を実施いたしました。
 (鹿児島商工会議所会報誌7月号)

新型コロナウイルス感染症に対する対応

当協会の新型コロナウイルス感染症に関する緊急支援策を、保証月報で特集号を刊行したほか、ホームページやチラシでも周知いたしました。



保証月報「新型コロナウイルス感染症特集号」



「新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金」チラシ



ホームページではトップ画面に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急支援策」最新情報をスライドで表示。クリックすることで最新情報をすぐに提供できるよう工夫し、周知を図りました。



創業後に抱えている課題解決に役立つセミナーを開催

令和3年1月18日に創業後、業歴の浅い中小企業の皆様を対象としたセミナーを開催し、18名のご参加をいただきました。

セミナーは、①確定申告時に確認したい節税チェックポイント ②相談事例で紹介こんなにあります!!売上拡大のツボ ③当協会による創業者への経営支援をテーマにしました。



令和3年度の新たな保証制度等に関する説明会を実施

令和3年3月24日(水)、令和3年度の保証申込等に関する金融機関向け説明会を開催し、27名の金融機関職員の皆さまにご出席いただきました。

説明会は、①令和3年度創設する保証制度、②申込関係書類の様式の変更等、について説明させていただくとともに、信用保証制度の積極的な活用をお願いしました。



鹿児島国際大学との連携事業を実施

令和元年10月に鹿児島国際大学と当協会は、「鹿児島の活性化に向けた連携事業の推進に関する覚書」を締結し、この取組みの一環として、同大学経済学部の中小企業会計を専門とする櫛部ゼミ生20名を受け入れ、令和2年12月までの期間(計13回、1回当たり90分)においてフィールドワークを実施しました。

16か月に及んだフィールドワークを通じて、櫛部ゼミ生と協会職員が連携・協力して調査・研究を行ったその成果発表の場として、令和3年1月22日に学生提言プレゼンテーション発表会を開催しました。

「中小企業の繁栄と地域経済の成長発展のための学生提言～信用保証協会への期待～」と題した学生提言は、当日、同大学より学長、副学長、当協会より会長、専務、常務などが出席、会場には多くの報道陣も駆けつけ、学生ならではのフレッシュなプレゼンテーションが会場を沸かせました。



大学等での出張講義を開催

大学等の教育機関と連携して、創業マインドの醸成や金融リテラシー向上を目的とした出張講義を開催しました。

7月20日	鹿児島国際大学	198名
11月5日	鹿児島県立短期大学	51名
11月26日	志学館大学	128名
11月27日	志学館大学	26名
12月4日	志学館大学	30名
12月10日	志学館大学	115名



広報活動

より多くの中小企業者等の皆さまに「信用保証制度」や「当協会の経営支援」について知っていただき、ご利用いただくため、様々な広報活動を実施しています。

マスメディアの活用

新聞等に対しプレスリリースや広告掲載を積極的に行っています。

鹿児島県信用保証協会からのご案内
事業承継をお考えの方必見！事業承継に特化した2つの融資制度

<p>県融資制度 事業承継対策資金</p> <p>保証限度額 運転・設備資金3,000万円</p> <p>事業承継後5年以内の方もご利用が可能です 様々な資金に対応する高い汎用性！</p> <p>詳しくは、ホームページにてご確認ください 【お問合せ先 経営・承継支援課 ☎099-223-0274】</p> <p>一歩を踏み出す力になりたい 鹿児島県信用保証協会</p>	<p>全国統一保証制度 事業承継特別保証</p> <p>保証限度額 事業資金2億8,000万円</p> <p>経営者の保証が不要です 既存借入金(個人保証有り)を借換えることも可能！</p> <p>詳しくは、ホームページにてご確認ください 【お問合せ先 経営・承継支援課 ☎099-223-0274】</p> <p>一歩を踏み出す力になりたい 鹿児島県信用保証協会</p>
--	---

HP QR LINE QR

霧島市商工会会報誌「商工会だより」令和2年度第2号 広告掲載

MBCラジオの「50ニュース」(毎週木曜10:50~)、FM鹿児島の「朝の交通情報」(毎週水・金曜7:55~)においてラジオCMを放送しています。



南日本新聞 記事掲載

保証月報の発刊

月間情報誌「保証月報」では、制度創設や改正、統計データ等について情報開示を行っています。



パンフレット・リーフレットの作成

保証制度や経営支援に関する取組みを紹介する各種パンフレット・リーフレットをご用意しています。



ホームページの活用

ホームページでは、制度の案内や金融支援に関する情報、イベント/セミナーに関する情報等、さまざまな当協会の組みを幅広く掲載しているほか、「保証料シミュレーション」等、便利なツールも利用できます。



ホームページアドレス <https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

LINEでの情報配信

当協会は、LINE@のメッセージ配信機能とホーム(タイムライン)投稿機能を使用し、制度案内や出張講義などのイベントに係る通常配信やさまざまな特別配信も行っています。友だち登録キャンペーン等を継続して行い、徐々に増えていたLINE登録者数は、令和3年3月末時点では1,530名となり、登録者が全国51協会のなかで初めて1位となりました。



ノベルティグッズ

写真左は鹿児島産ハーブエキスと上質なオイルで仕上げた「ハーバルモイストハンドクリーム」。右は鹿児島の風情をモチーフにした小さな団扇「南風扇(はえせん)」



鹿児島ユナイテッドFCへの協賛

鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC
 鹿児島県信用保証協会は「鹿児島ユナイテッドFC」を応援します。



※令和2年12月24日に来会されました。

「鹿児島をもっとひとつに」という理念のもと、ALL鹿児島で地域を盛り上げようとするクラブの活動に共感、賛同し、JFLリーグに参入した2014年から協賛しています。



保証制度利用の推移

鹿児島県内の中小企業総数約5万企業のうち、約34%の中小企業の皆さまに当協会の保証をご利用いただいています。

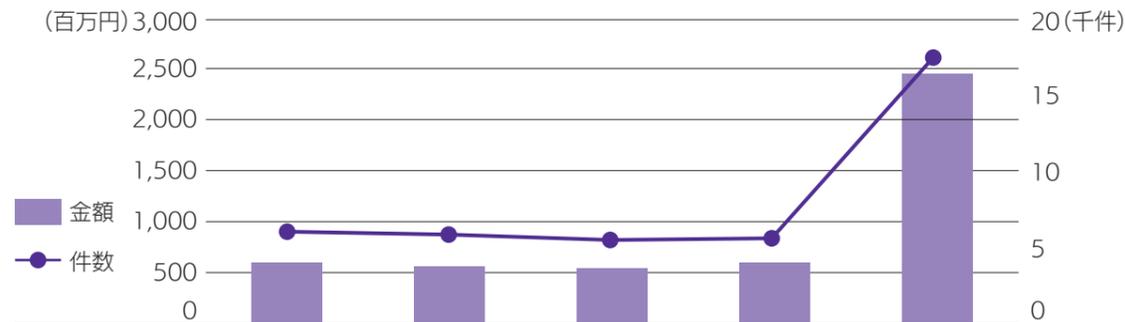
年度	H28	H29	H30	R元	R2
保証利用企業者数(年度末)	13,332	12,934	12,456	12,092	16,895
県内中小企業者数	52,721		49,915		
保証利用率	25.29%	24.53%	24.95%	24.23%	33.85%

※県内中小企業者数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により数年ごとの調査を行っています。

保証業務

保証承諾

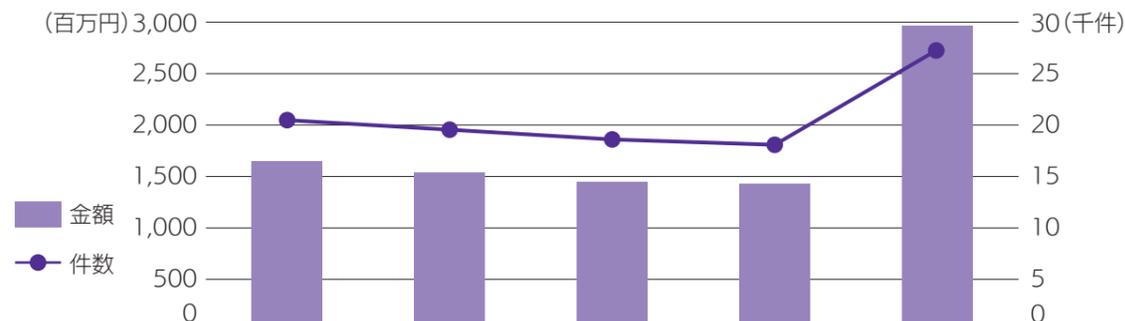
当期中の保証承諾は、17,504件 245,485百万円で、前期比409.2%となりました。



年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数	6,052	5,861	5,506	5,617	17,504
金額(百万円)	59,587	56,732	54,703	59,990	245,485
前年度比	85.4%	95.2%	96.4%	109.7%	409.2%

保証債務残高

期末における保証債務残高は、27,410件 291,766百万円で、前期比210.5%となりました。

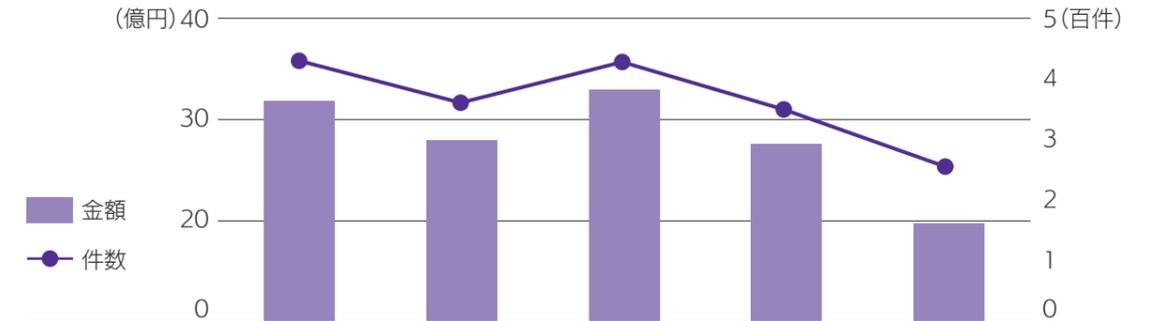


年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数	20,420	19,458	18,481	17,945	27,410
金額(百万円)	160,462	149,618	140,735	138,574	291,766
前年度比	93.3%	93.2%	94.1%	98.5%	210.5%

代位弁済及び求償権の回収

代位弁済

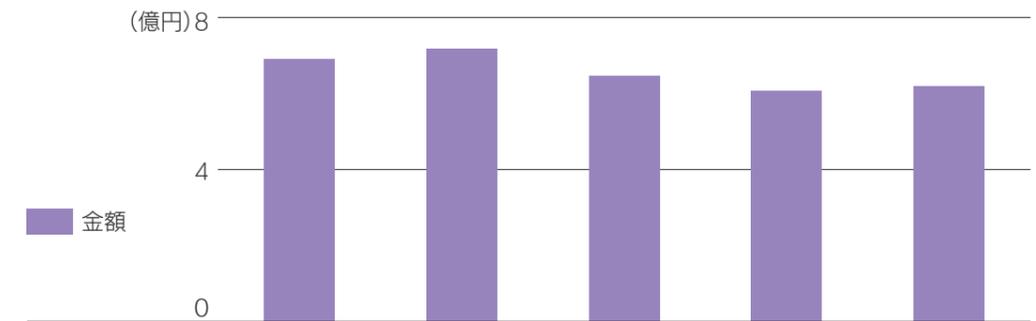
当期中の代位弁済は、256件 1,973百万円で前期比71.6%となりました。



年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数	430	361	428	350	256
金額(百万円)	3,186	2,797	3,297	2,756	1,973
前年度比	105.9%	87.8%	117.9%	83.6%	71.6%

回収

当期中の回収は、618百万円で、前期102.0%となりました。

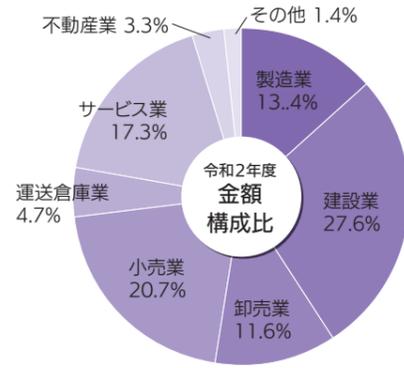


年度	H28	H29	H30	R元	R2
金額(百万円)	690	716	645	606	618

業種別実績

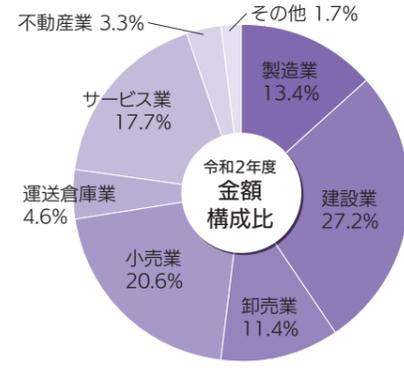
保証承諾 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
製造業	2,020	32,873	424.7	13.4	
建設業	4,307	67,823	353.8	27.6	
卸売業	1,430	28,511	392.4	11.6	
小売業	4,802	50,804	433.3	20.7	
運送倉庫業	541	11,570	389.6	4.7	
サービス業	3,562	42,475	494.4	17.3	
不動産業	592	8,114	442.5	3.3	
その他	250	3,314	484.0	1.4	
合計	17,504	245,485	409.2	100.0	



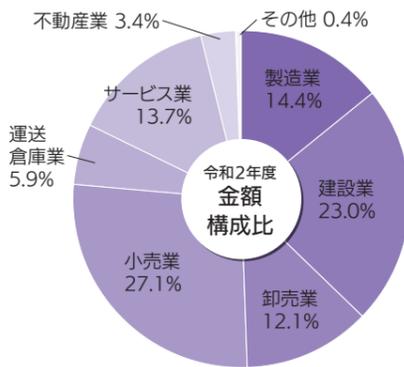
保証債務残高 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
製造業	3,134	39,059	212.2	13.4	
建設業	6,952	79,235	202.0	27.2	
卸売業	2,171	33,301	217.2	11.4	
小売業	7,224	60,225	205.1	20.6	
運送倉庫業	881	13,480	212.4	4.6	
サービス業	5,616	51,739	228.2	17.7	
不動産業	893	9,634	227.7	3.3	
その他	539	5,093	170.2	1.7	
合計	27,410	291,766	210.5	100.0	



代位弁済 (単位：件、百万円、%)

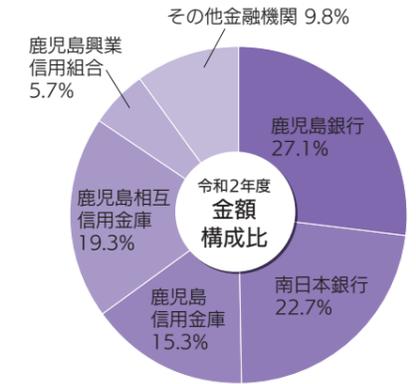
区分	件数	金額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
製造業	27	285	156.4	14.4	
建設業	56	454	90.7	23.0	
卸売業	23	239	131.6	12.1	
小売業	86	535	44.6	27.1	
運送倉庫業	14	117	273.6	5.9	
サービス業	43	270	43.1	13.7	
不動産業	3	68	290.0	3.4	
その他	4	7	388.6	0.4	
合計	256	1,974	71.6	100.0	



金融機関別実績

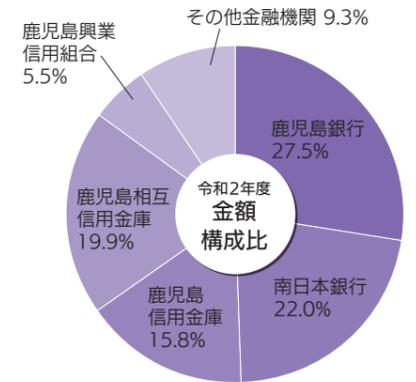
保証承諾 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
鹿児島銀行	4,075	66,596	517.7	27.1	
南日本銀行	4,098	55,752	372.1	22.7	
鹿児島信用金庫	2,732	37,554	246.5	15.3	
鹿児島相互信用金庫	3,600	47,430	381.4	19.3	
鹿児島興業信用組合	1,453	14,091	507.8	5.7	
その他金融機関	1,546	24,063	1417.9	9.8	
合計	17,504	245,485	409.2	100.0	



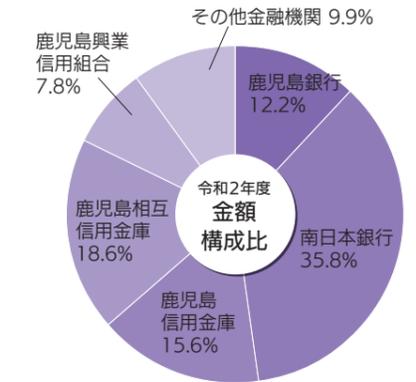
保証債務残高 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
鹿児島銀行	6,512	80,342	243.2	27.5	
南日本銀行	6,348	64,083	193.8	22.0	
鹿児島信用金庫	4,732	46,187	154.3	15.8	
鹿児島相互信用金庫	5,623	58,085	209.2	19.9	
鹿児島興業信用組合	2,174	16,005	244.8	5.5	
その他金融機関	2,021	27,063	374.0	9.3	
合計	27,410	291,766	210.5	100.0	



代位弁済 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
鹿児島銀行	36	242	48.4	12.2	
南日本銀行	75	707	82.8	35.8	
鹿児島信用金庫	48	307	50.7	15.6	
鹿児島相互信用金庫	49	367	80.9	18.6	
鹿児島興業信用組合	36	154	60.2	7.8	
その他金融機関	12	196	82.8	9.9	
合計	256	1,974	71.6	100.0	

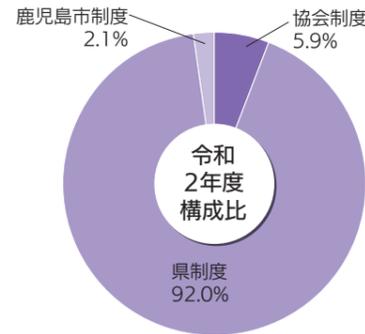


保証承諾実績に係る統計

制度別保証承諾

(単位：百万円)

区分	年度	H30	R元	R2
協会制度		29,163	27,014	14,536
県制度		14,286	15,428	225,783
鹿児島市制度		13,283	12,260	5,167
合計		56,732	54,702	245,485



金額別保証承諾

(単位：百万円)

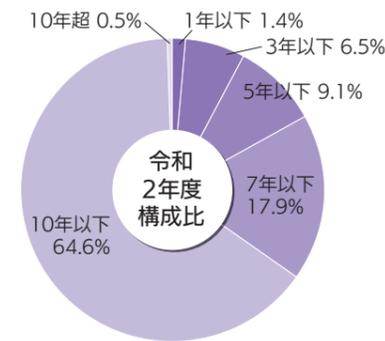
区分	年度	H30	R元	R2
500万円以下		9,018	8,891	20,548
1,000万円以下		9,605	10,158	36,725
2,000万円以下		14,175	14,975	46,676
3,000万円以下		10,032	11,964	79,367
5,000万円以下		7,101	8,939	48,119
5,000万円超		4,771	5,062	14,051
合計		54,703	59,990	245,485



期間別保証承諾

(単位：百万円)

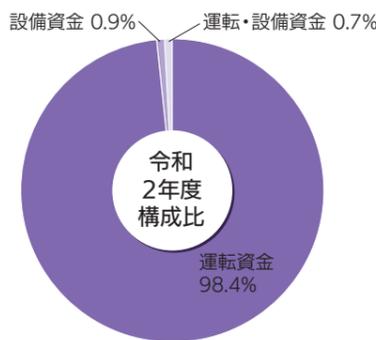
区分	年度	H30	R元	R2
1年以下		5,612	6,416	3,334
3年以下		8,549	8,972	16,026
5年以下		6,762	6,341	22,268
7年以下		28,050	32,528	43,967
10年以下		4,276	4,344	158,698
10年超		1,454	1,389	1,192
合計		54,703	59,990	245,485



資金用途別保証承諾

(単位：百万円)

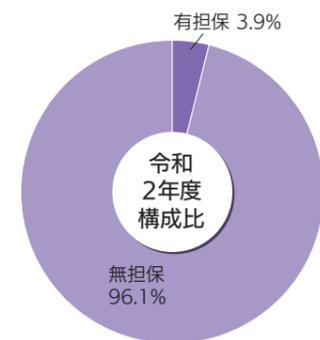
区分	年度	H30	R元	R2
運転資金		48,544	52,768	241,581
設備資金		2,733	2,947	2,188
運転・設備		3,425	4,274	1,716
合計		54,703	59,990	245,485



担保別保証承諾

(単位：百万円)

区分	年度	H30	R元	R2
有担保		10,539	10,445	9,507
無担保		44,163	49,545	235,978
合計		54,703	59,990	245,485



基本財産

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の42.8倍(定款倍率)となっています。

基本財産の構成

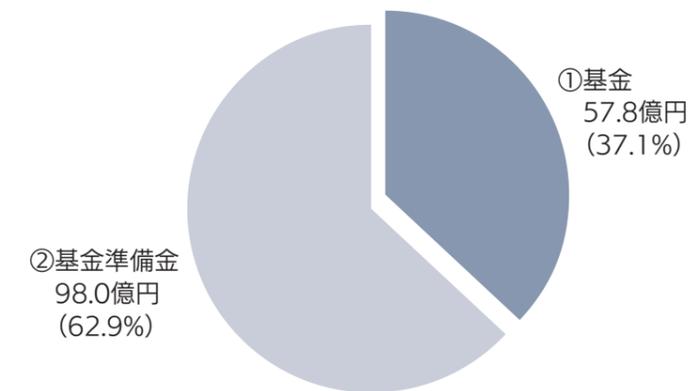
基本財産とは、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、地方公共団体と金融機関等負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎年事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(令和3年3月末現在)

基本財産 155億9,128万円		
① 基金		57億8,814万円
	出えん金	44億0,734万円
	金融機関等負担金	13億8,080万円
② 基金準備金		98億0,314万円



貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	15,591,275,959
現金	0	基金	5,788,137,000
小切手	0	基金準備金	9,803,138,959
預け金	10,674,396,165	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	7,049,420,012
普通預金	2,643,740,179	責任準備金	1,755,778,878
通知預金	0	求償権償却準備金	105,840,388
定期預金	8,020,000,000	退職給与引当金	480,059,625
郵便貯金	10,655,986	損失補償金	5,349,308,457
金銭信託	0	保証債務	291,766,296,292
有価証券	22,001,390,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	999,700,000	損失補償補てん金	0
社債	20,999,690,000	借入金	0
株	2,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	362,108,719	雑勘定	9,632,408,755
事業用不動産	359,321,094	仮受金	219,049
事業用動産	2,787,625	保険納付金	23,819,375
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	4,804,151
損失補償金見返	5,349,308,457	未経過保証料	9,601,150,426
保証債務見返	291,766,296,292	未払保険料	2,415,754
求償権	445,349,741	未払費用	0
譲受債権	0		
雑勘定	1,131,538,992		
仮払金	458,105,045		
保証金	0		
厚生基金	79,944,000		
連合会勘定	776,240		
未収利息	36,787,821		
未経過保険料	555,925,886		
合計	331,730,388,366	合計	331,730,388,366

財産目録

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	0	責任準備金	1,755,778,878
預け金	10,674,396,165	求償権償却準備金	105,840,388
金銭信託	0	退職給与引当金	480,059,625
有価証券	22,001,390,000	損失補償金	5,349,308,457
その他有価証券	0	保証債務	291,766,296,292
動産・不動産	362,108,719	求償権補てん金	0
損失補償金見返	5,349,308,457	借入金	0
保証債務見返	291,766,296,292	雑勘定	9,632,408,755
求償権	445,349,741		
譲受債権	0		
雑勘定	1,131,538,992		
合計	331,730,388,366	合計	309,089,692,395
		正味財産	22,640,695,971

貸借対照表の用語解説

有価証券

代位弁済の支払準備資金として、地方債・社債等を保有しています。

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。



収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により、基本財産の増強が必要となった場合には、これを切り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。

収支計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額
経常収入	3,209,645,086
保証料	2,279,804,719
預け金利息	661,514
有価証券利息配当金	246,575,835
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	7,579,477
事務補助金	119,253,316
責任共有負担金	544,505,000
雑収入	11,265,225
経常支出	2,277,174,915
業務費	762,951,825
役員給与	407,937,599
退職給与引当金繰入	35,307,483
その他人件費	140,608,678
旅費	19,220
事務費	46,038,737
賃借料	38,242,568
動産・不動産償却	644,348
信用調査費	5,432,182
債権管理費	20,377,867
指導普及費	17,518,953
負担金	50,824,190
借入金利息	0
信用保険料	1,267,534,715
責任共有負担金納付金	242,434,069
雑支出	4,254,306
経常収支差額	932,470,171
経常外収入	2,863,084,459
償却求償権回収金	114,675,735
責任準備金戻入	838,232,461
求償権償却準備金戻入	160,207,838
求償権補てん金戻入	1,739,392,425
保険金	1,585,038,045
損失補償補てん金	154,354,380
補助金	0
その他収入	10,576,000
経常外支出	3,947,234,618
求償権償却	2,072,649,631
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	12,013,215
退職金	952,506
責任準備金繰入	1,755,778,878
求償権償却準備金繰入	105,840,388
その他支出	0
経常外収支差額	△ 1,084,150,159
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	151,679,988
当期収支差額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	0

収支計算書の用語解説

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

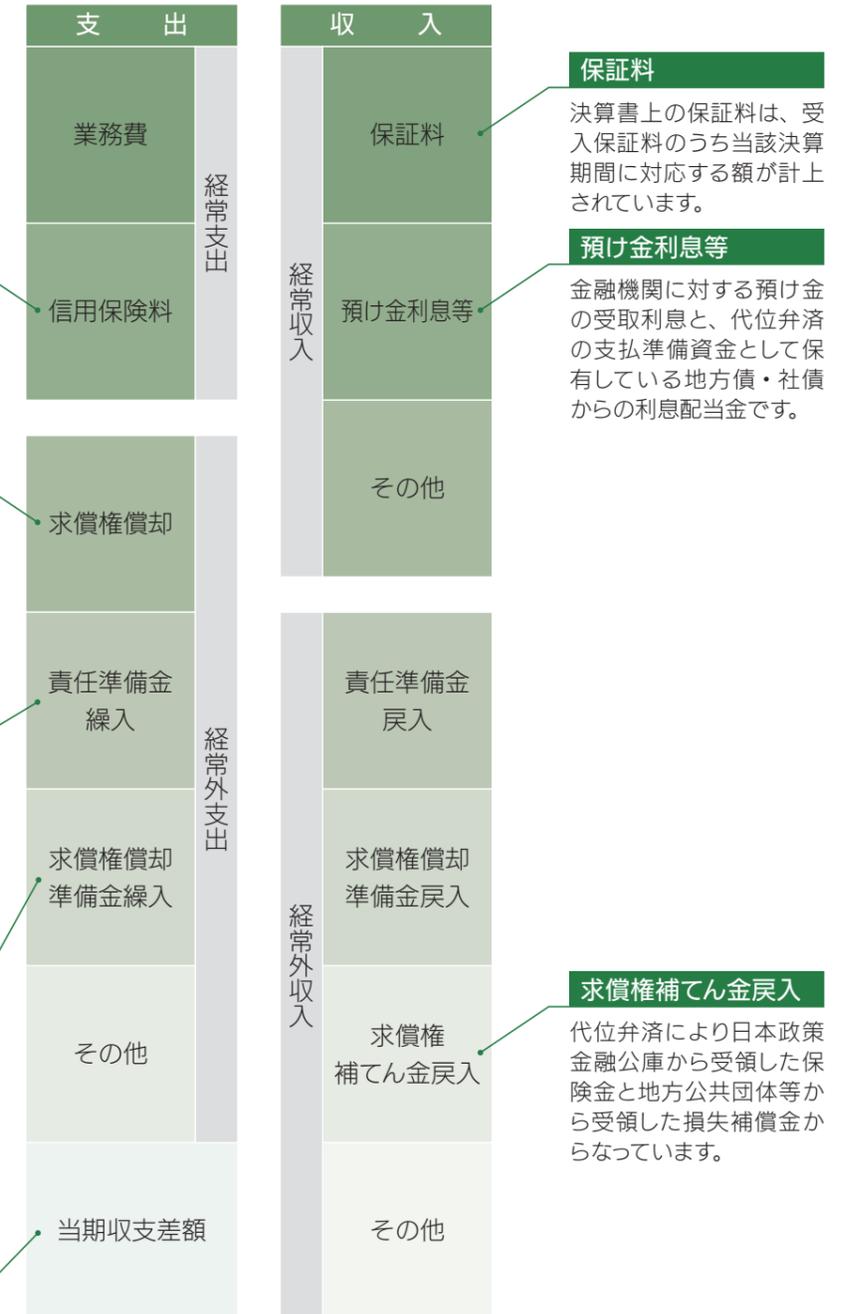
景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高等に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つことから、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

半額を基本財産に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。



コンプライアンス態勢

当協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、実践に係る基本方針として「鹿児島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス委員会を中心とした組織体制を整えています。

また、反社会的勢力や不正利用者に対して関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

鹿児島県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

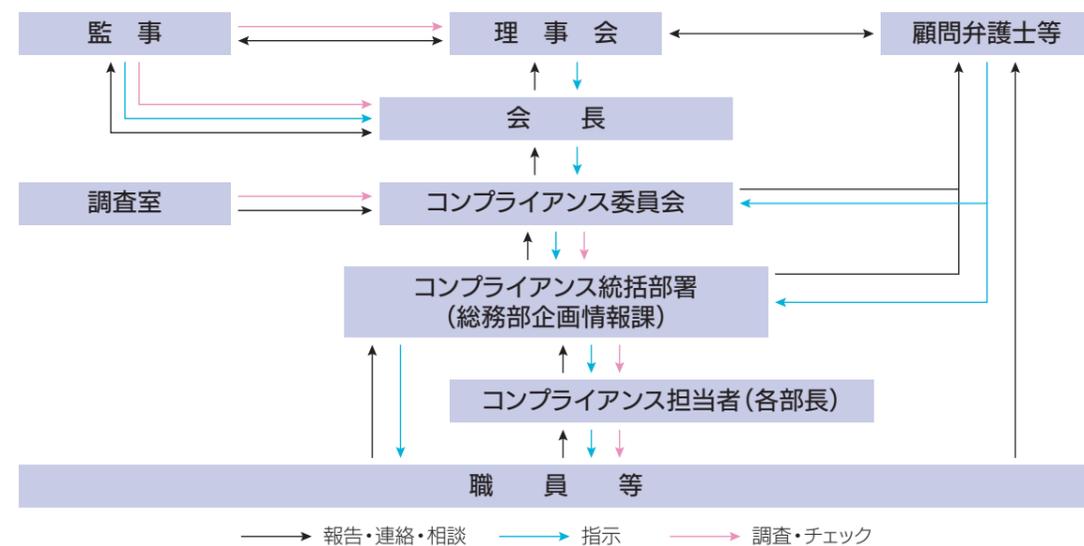
反社会的勢力との対決

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

- 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28. 8. 10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1)個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2)個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3)個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4)個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5)個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6)保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

(7)保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)及び(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8. (3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8)質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9)開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住所 鹿児島市加治屋町14番3号
電話番号 099-223-0273
部署名 総務部

役員・機構図

お問い合わせ

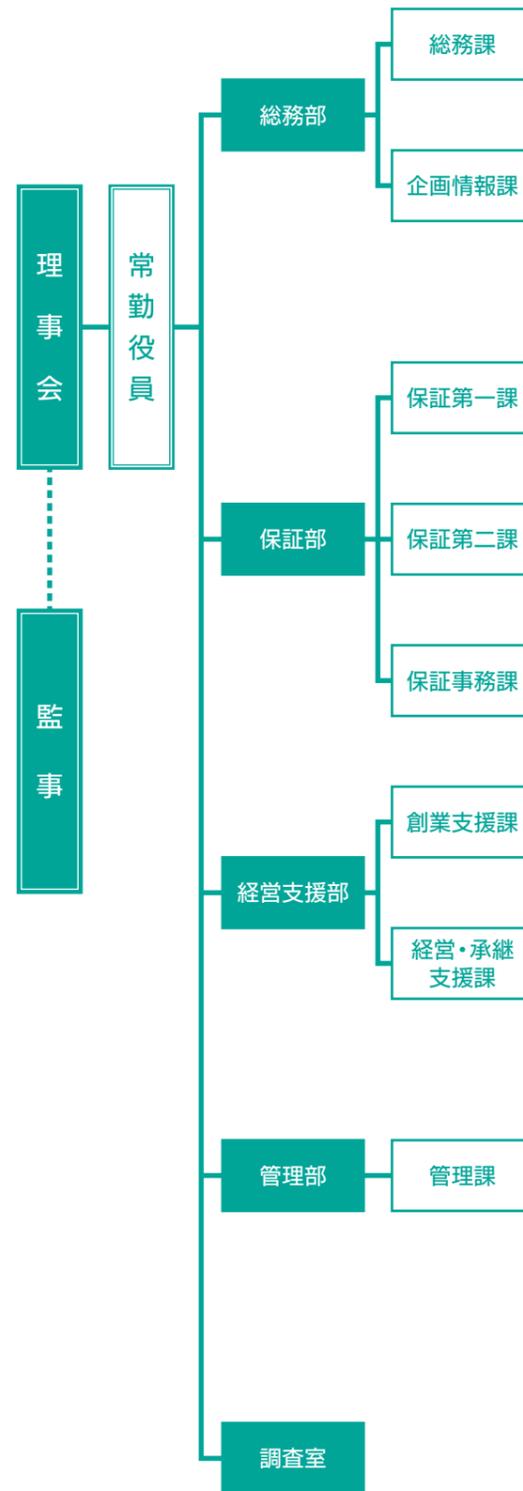
役員

(令和3年8月20日現在)

会長	川野 敏彦
専務理事	本坊 信幸
常務理事	五田 嘉博
理事	平林 孝之 鹿児島県商工労働水産部長
理事	有村 浩明 鹿児島市産業局長
理事	小正 芳史 鹿児島県中小企業団体中央会会長
理事	森 義久 鹿児島県商工会連合会会長
理事	岩崎 芳太郎 鹿児島商工会議所会頭
理事	松山 澄寛 鹿児島銀行取締役頭取
理事	斎藤 眞一 南日本銀行取締役頭取
理事	永倉 悦雄 鹿児島相互信用金庫理事長
理事	中俣 義公 鹿児島信用金庫理事長
理事	満田 學 鹿児島興業信用組合理事長
監事	南 明彦
監事	永野 和行 鹿児島県町村会副会長(肝付町長)
監事	大園 豊 税理士

機構図

(令和3年8月20日現在)



お問い合わせ窓口

部署名	主な業務内容	電話番号	FAX番号
保証部(代表)		099-223-0271	099-222-1093
保証第一課	保証審査(創業除く)	099-210-7362	
保証第二課		099-210-7364	
保証事務課	信用保証申込受付、信用保証書発行	099-210-7365	
経営支援部(代表)		099-223-0274	099-210-7397
創業支援課	保証審査(創業)	099-210-7367	
経営・承継支援課	条件変更審査、経営支援・再生支援、期中管理、事故報告、事業承継支援	099-210-7369	
管理部(代表)		099-223-0272	099-223-0318
管理課(回収部門)	求償権の管理・回収	099-210-7390	
管理課(代位弁済部門)	代位弁済、保険金請求・納付	099-210-7391	
総務部(代表)		099-223-0273	099-223-6399
総務課	人事、給与、労務管理、予算決算、庶務、研修	099-210-7381	
企画情報課(企画部門)	経営計画策定・評価、広報、統計、コンプライアンス、個人情報保護	099-210-7387	
企画情報課(電算部門)	電算システム運用・管理	099-223-0654	

アクセス



〒892-0846
鹿児島県鹿児島市加治屋町14-3

- [5階] 総務部
- [4階] 管理部
- [3階] 経営支援部
- [2階] 保証部

- 市電.....「高見馬場」電停下車 徒歩2分
- バス.....「加治屋町」バス停下車 徒歩3分

※お車でのお越しの際は、1階お客様駐車場をご利用ください。

2021

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>



公式サイト



LINE



鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC



かごんまの色

【まっぼしトーン編】

鹿児島県信用保証協会は、「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。
このパンフレットは「かごんまの色 まっぼしトーン」を使用し制作しています。